

国立市緑の基本計画

—生き物と共に暮らせるまち・くにたち—

2003 ▶▶ 2022

〈概要版〉



1 緑の基本計画について

「緑」とは

国立市緑の基本計画は、「緑」という言葉を植物や植物が生育する樹林地、農地、河川、水路、住宅地の生垣等とともに、そこに生息する動物を含め、「緑」と呼んでいます。

緑の役割

①地域の個性を伝える緑

地域の緑は、環境や歴史の情報が生きた形で保存されてきています。

②生態系を引き継ぐ緑

一度、壊された自然環境を再現することは困難です。今日まで受け継がれてきた緑は、地域の最も貴重な財産です。

③豊かな生活を支える緑

緑は豊かな市民生活を支え、様々な生き物が生育・生息できる環境を形成することができます。

緑の基本計画の目的

都市の利便性や効率性、快適性に加え、地域の自然と歴史に基づいた都市のあり方を示し、その実現に向けた目標や手法を示すことを目的としています。

計画の基本的な考え方

①個性を育む緑のまちづくり

国立らしい自然や文化、環境を緑の保全や再生を通し、次世代に継承していくまちづくりを進めていきます。

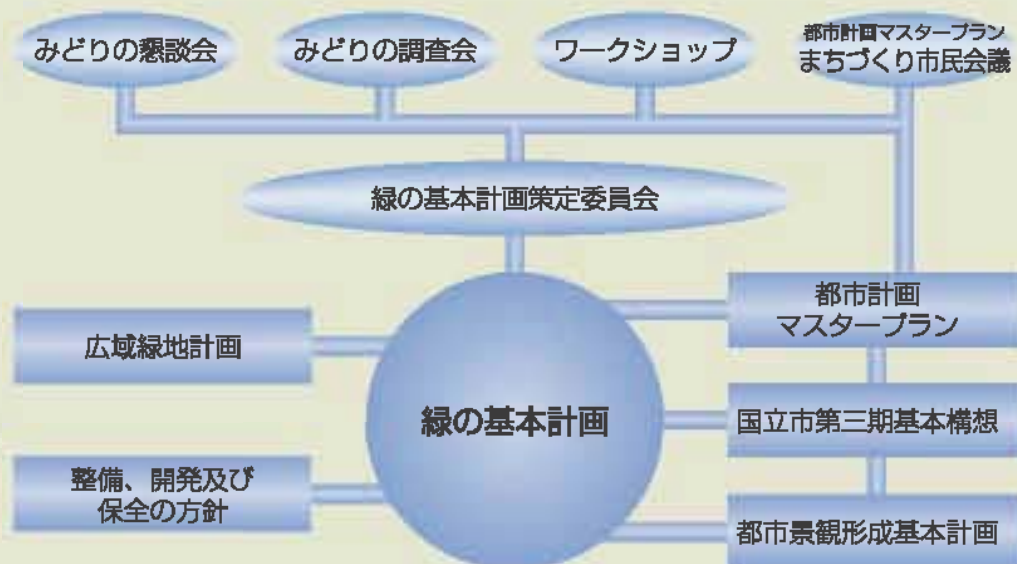
②生物の生息環境を重視した緑のまちづくり

「生物の生息環境」の維持、再生、創出を骨格とし、多様な生物と共生できる緑のまちづくりを進めていきます。

③市民との協働による緑のまちづくり

市民と行政によるパートナーシップを構築し、計画を推進することを前提とします。

計画の位置づけ



計画期間

本計画は、平成15（2003）年度から平成34（2022）年度までの20年間を計画期間とします。また、今後の社会情勢変化や市民ニーズの変化等に対応するため、5年ごとに計画の再検討を行い、必要に応じて見直しを図っていきます。

2 緑の現状と課題

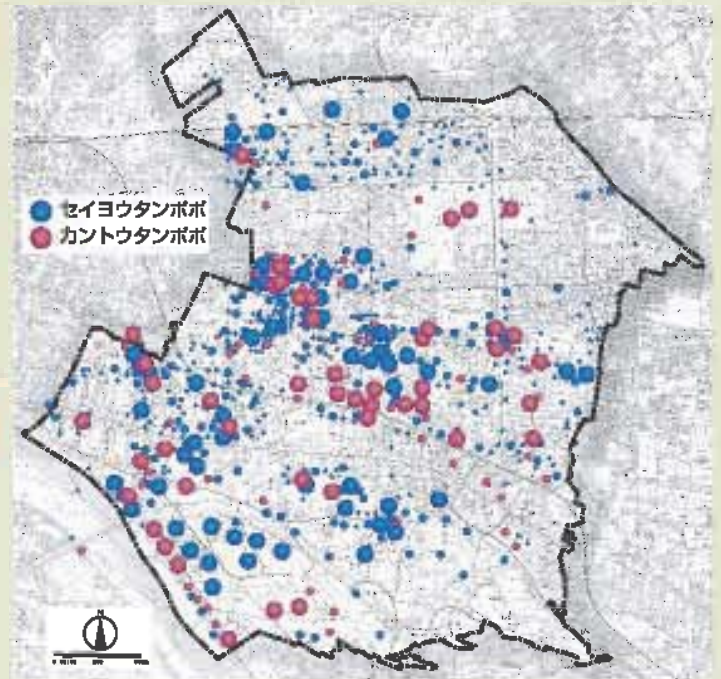
自然環境の維持・向上

多様な生物の生息地となる言柳崖線樹林地や多摩川、一橋大学の樹林地、矢川、農地、用水路などを重点的に保全する必要があります。また、これらの多様なビオトープを生物が行き来できるように、エコロジカルネットワークの形成を推進する必要があります。

都市景観の維持・向上

南部地域を中心に広がる水田と一体的に存在する用水路やハケがセットになった里山景観の保全を重点的に進める必要があります。

また、市のイメージを確立する大学通りやさくら通り、一橋大学の樹林を保全・育成し、良好な住環境の形成を推進する必要があります。



タンポポ調査図



桜守活動の風景

市民参加による緑の維持・管理

質の高い自然を維持していくために、市民との協働による緑の維持・管理活動を推進する必要があります。

利用できる緑地の確保

全市的に公園緑地が不足している傾向にあり、生物の生息・生育拠点や自然環境学習の場、市民のレクリエーション活動の場等として機能する緑地を確保することは重要です。そのため、既存の一橋大学をはじめとする多くの学校や雑木林、屋敷林等を有効活用する必要があります。

民有地の緑の保全と緑化

市域の大部分を占める民有地（市域の約6割）の緑を保全・創出するために、接道部の生垣化や保存樹木の指定等を推進するとともに、緑化に対する理解や意識を高めるための施策を推進する必要があります。

